

第1章 広域行政の制度

1 広域行政とは

広域行政を「既存の行政区域をこえた事務処理が必要なため複数の行政単位をもって対処する行政」であるとする、この「術語はかなり特殊日本的なもの」であり、「優れて戦後的な術語」であるという(佐藤 2006: 1)。つまり、広域行政は、日本独特のものであり歴史の浅い用語である。

そして、佐藤(2006)は、広域行政についての議論は、「区域と機能の再調整」をどうするのかという政策論として、「まさに事務(再)処理の方式やそれを具体化する手法・手段のありようが中心的な課題」となるとし、連携・協力や合併などの手法・手段を含め広域行政を以下のように定義している。

(一)1 つの自治体だけでは行政目的の合理的な達成が不可能な特定事務、(二)あるいは複数の自治体でもって対処した方が行政目的を合理的に達成しやすい共通事務を、(三)企画レベルであれ実施レベルであれ処理するにあたり、(四)自治体間あるいは国(中央政府)との関係で(区域)の再調整(再編成を含む)が伴う行政運用(組織・機構の再編成を含む)であるとし、ここで合理的とは、機能的な総合性・統一性や効率性・経済性などを意味する。(佐藤 2006: 9)

この定義に従うと、広域行政は、一部事務組合や広域連合などの広域的な連携や合併、さらに、道州制も含む概念である。秋田(1990)も「ところで、広域行政に関する制度としては、合併のほかは、自治法等において各種の共同処理方式や地方行政連絡会議等の諸制度が設けられているが」と合併を含めている(秋田 1990: 16)。したがって、この報告書も市町村合併は広域行政の中の一つの手段として扱う¹。

ところで、広域行政と同時に、「広域連携」という用語が使用されている。この報告書では、広域行政についての概念は上記の定義に従うこととし、広域連携は合併や道州制を含まないものとして使用する。

¹ 村上(2002)は、合併を「広義の広域行政」、自治体相互間の連携や協力を「狭義の広域行政」としている(村上 2002: 206-207)。

2 広域連携の制度²

現行制度における広域行政の手法を整理すると、地方自治法(以下「法」という。)に位置づけられた制度とそれ以外の制度に分けられる。法に基づく制度の主なものには、機能的な協力を行うものとして、①協議会(法第 252 条の 2～第 252 条の 6)、②機関等の共同設置(法第 252 条の 7～第 252 条の 13)、および③事務の委託(法第 252 条の 14～第 252 条の 16)がある³。また、組織的な協力を行うものとして、地方公共団体の組合(法では「特別地方公共団体」に位置づけられる。)で法人格を持つ、①一部事務組合(法第 284 条～291 条、第 292 条～第 293 条の 2)と②広域連合(法第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 293 条の 2)がある(参考資料 2・3 参照)。

法に規定のない手法には、従来の広域市町村圏に代わる「定住自立圏構想」や、地方公共団体間での民事上の委託契約および各種の連絡協議会などがある(図 1-1 参照)。

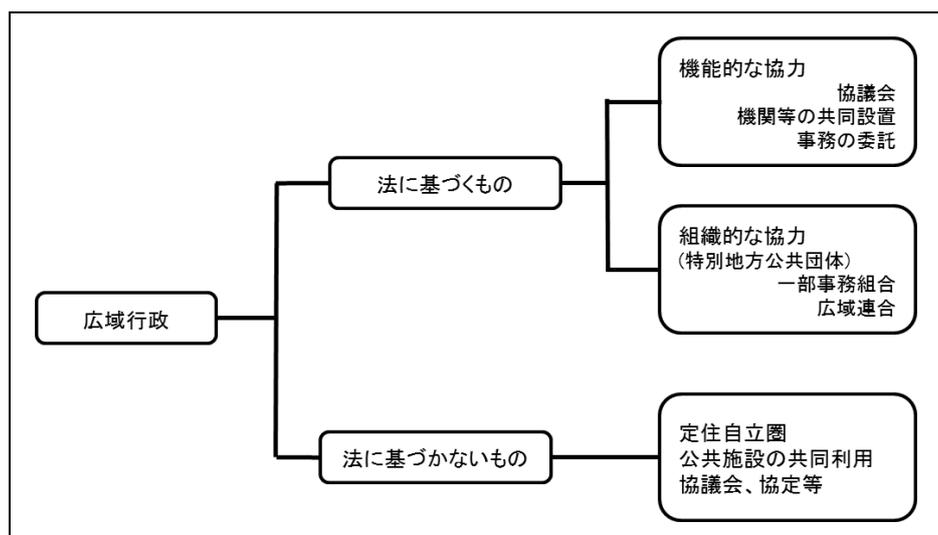


図 1-1 広域連携の類型

自治体の広域連携には上記のように法律の規定の有無による分類の他に、「隣接する自治体間の連携」と「地理的に離れた自治体との広域連携」の 2 つに分類する考え方もある(牛山 2014: 24)。

² この項は、横道(2010)、磯崎(2010)、松本(2011)を参考にした。

³ これらの他に、法に規定されているものとして、職員の派遣(第 252 条の 17)、公の施設の区域外設置および共同利用(第 244 条の 3)、相互救済事業経営の委託(第 263 条の 2)、長および議長の全国的連合組織(第 263 条の 3)がある。また、他の法律に規定されているものとして、消防の相互応援協定(消防組織法第 39 条)、地方行政連絡会議(地方行政連絡会議法)などがある。

(1) 法に基づく協議会

「法に基づく協議会」は、1952年の法改正により設けられたものであり、地方公共団体の区域を超えて適切に施策を遂行しようとする制度である。

この協議会は、地方公共団体の協議により定められる規約に基づき設置される共同の執務組織であり、法人格や固有の財産、職員を持たないものである。この協議会には以下の3種類あり、複数の性格を併せ持つ協議会もある。

① 管理執行協議会

地方公共団体の事務の一部を共同して管理し、執行するための協議会である。

この協議会が関係地方公共団体の長その他の執行機関の名において実施した事務の管理執行は、関係地方公共団体の長その他の執行機関が実施したものとしての効力を有する。つまり、関係地方公共団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と地方公共団体との間には代理に準ずる効果が認められる。

② 連絡調整協議会

事務の管理および執行について連絡調整を諮るための協議会である。

この協議会の行う連絡調整は、事務の総合的、統一的な処理を行うために、相互に情報や意見の交換を行い、共同の方針を定めるものである。この方針自体は何らの法的効果を生ぜず、協議会の行った連絡調整の結果に基づいて、関係地方公共団体の長その他の執行機関が、事務の管理および執行をして初めて外部的効果を生ずる。

③ 計画作成(策定)協議会

広域にわたる総合的な計画を共同して作成(策定)するための協議会である。

この協議会が広域にわたる総合的な計画を作成(策定)したときは、関係地方公共団体またはその長その他の執行機関は、当該計画に基づいてその事務を処理し、またはその権限に属する事務を管理および執行する。

この法に基づく協議会は、法人格がなく仕組みが簡単である。一方で、行為の結果は構成団体の連帯責任となり、責任の所在が不明確になりがちであることや、事務局を担当する団体に大きな負担がかかる可能性がある。

(2) 機関等の共同設置

「機関等の共同設置」は、前記の法に基づく協議会の制度や後に述べる事務の委託の制度とともに、1952年の法改正により設けられた。また、2011年の法改正により、機関等の共同設置の対象が「内部組織」、「行政機関」、「事務局」に拡大された⁴。

この制度は、地方公共団体が協議により規約を定め、共同して、①議会事務局もしくはその内部組織、②執行機関としての委員会もしくは委員、③執行機関の附属機関、④行政機関、⑤委員会もしくは委員の事務局もしくはその内部組織、⑥議会、長、委員会もしくは委員の事務を補助する職員、⑦専門委員を置くものであり、地方公共団体の機関等を簡素化し、経費節減を図りつつ合理的な行政を維持しようとするものである。

共同設置する機関等が管理および執行したことの効果は、関係地方公共団体の機関等がしたことと同様に、それぞれの地方公共団体に帰属する。このように共同設置をする機関等は、共同設置をした各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有する。

共同設置された機関等には法人格がなく、仕組みが簡単である。

(3) 事務の委託

「事務の委託の制度」は、前記の協議会および機関等の共同設置とともに1952年の地方自治法の改正により設けられた制度であり、機関等の共同設置と同様に、地方公共団体の組織機構を簡素化し、経費節減を図りつつ合理的な行政運営を行おうとするものである。

この制度は、協議により規約を定め、地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委ねる制度であり、受託した地方公共団体またはその機関が自己固有の事務と同様に管理および執行することになる。委託した地方公共団体にとっては自ら当該事務を管理および執行したのと同様の効果を生ずる。

事務の委託により、当該事務についての法令上の責任は、受託した地方公共団体またはその機関に帰属することになり、委託をした地方公共団体は、委託の範囲内において、当該事務を執行および管理する権限を失う。

この制度は、責任の所在が明確であるが、受託した団体の負担が大きくなる。

⁴ このときの地方自治法の改正に先立ち、総務省に「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」が設置され、総務省(2009)がまとめられている。

(4) 一部事務組合⁵

「一部事務組合」は、複数の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設けられるものである。また、広域連合とともに、特別地方公共団体で法人格を有する。この制度は、これを組織しようとする地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設立することができる。

関係地方公共団体が一部事務組合を設けて処理しようとする事務は、組合設立前において、当該地方公共団体の事務でなければならない。また、一部事務組合が成立すると、それによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。

一部事務組合は原則として地方公共団体に関する規定が準用されることから、その事務にかかる条例、規則等は当該一部事務組合が制定する。

この制度の特徴として、法人格を有するため、①財産の保有や職員の採用が可能である、②責任の所在が明確である、③複数の事務を共同処理することが可能であるなどがあげられる。一方、議会や監査委員が必置であるため仕組みが複雑である。

(5) 広域連合

「広域連合」は、第23次地方制度調査会の答申(1993年)を受けて、1994年の法改正により設けられた制度⁶で、地方公共団体の組合の一類型として位置づけられている。地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(「広域計画」)を作成し、その事務の管理および執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、その事務の一部を広域にわたり、総合的かつ計画的に処理するために設けるものである。

広域連合は、広域計画を通じて新しい時代に適合した広域行政の推進を図り、併せて時代の流れである地方分権の推進に資するシステムとして制度化された。

この制度には、以下のような特徴がある。

⁵ 一部事務組合については、秋田(1990)に詳しく説明されている。

⁶ 第23次地方制度調査会の答申から法改正に至る経緯については、仲川(1996)、松本(2008)、成田(2013)に詳しい。

- ① 広域連合を組織する地方公共団体は、都道府県と市町村または特別区の多様な組み合わせが可能であり、処理する事務も広域にわたり処理することが適当であると認められるものであれば、構成団体間ですべて同一のものでなくても構わない。
- ② その区域を明確にし、役務の提供を受け、負担を分担する義務を負う「住民」の存在を前提とした制度で、運営を住民の民主的な統制の下に置く。
- ③ 組織する地方公共団体から独立的に一定の機能を発揮しうる制度である。
- ④ 国や都道府県から事務の配分を直接受けることができる。

広域連合は、一部事務組合と同様に法人格を有するため、財産の保有や職員の採用が可能であり、責任の所在が明確である。一方で、議会、監査委員、選挙管理委員会が必置であるため仕組みが複雑である⁷。

(6) 定住自立圏

「定住自立圏」は、一部事務組合や広域連合とは違い、法律に基づく制度ではない。一定の要件を満たす「中心市」⁸が、議会の議決を経て、周辺の市町村との間で1対1の「定住自立圏形成協定」を締結し、「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、「定住自立圏共生ビジョン」（おおむね5年を想定）を策定し、このビジョンに基づき、中心市および周辺市町村が役割分担した上で、具体的な取り組みを展開するものである。

この定住自立圏は、2008年1月から総務省の「定住自立圏構想研究会」が検討を開始し、同年5月15日に「定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本～」を取りまとめた。この内容が、「経済財政改革の基本方針2008」（2008年6月27日閣議決定）に取り込まれ、政府をあげて推進していく方針が示された。同年10月には同省に「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」が設置され、その後この構想の根拠となる「定住自立圏構想推進要綱」（総行応第39号2008年12月26日）がまとめられた。

⁷ 一部事務組合と広域連合の違いの詳細については、(参考資料4)を参照のこと。

⁸ 中心市の要件は、①人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること。）、②昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること、③三大都市圏の区域外に所在すること等である。（定住自立圏構想推進要綱（総行応第39号2008年12月26日））

定住自立圏を形成する具体的な手順は、以下のとおりである⁹。

- ① 一定の要件を満たす「中心市」が、「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。
- ② 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する周辺の市町村との間で、議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める。
- ③ 中心市が、生活機能確保の役割を担う地域の関係者で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」（おおむね5年を想定）を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。
- ④ 「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市及び周辺市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開する。
- ⑤ 「定住自立圏共生ビジョン」は、取組の成果を勘案しながら毎年度見直す。

2014年1月31日現在、中心市宣言を行った市は91市、定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形成方針の策定により形成された定住自立圏の数は78圏域、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市は78市である。滋賀県においては、彦根市、長浜市、草津市、栗東市、東近江市の5市が中心市の要件を満たしているが、中心市宣言を行っているのは、彦根市と長浜市の2市だけである（総務省2014b）。

なお、「広域行政圏計画策定要綱」（2000年3月31日自治振第53号）および「ふるさと市町村圏推進要綱」（1999年4月21日自治振第51号）は、2009年3月31日に廃止されている。

3 市町村合併¹⁰

市町村合併は、明治に町村制、市制が施行されて以来、大規模なものとしては3回に渡り繰り返されてきた（参考資料2参照）。

「明治の大合併(1888-1889)」は、近代的な地方自治行政を実現するための基盤を整

⁹ 総務省ホームページ「定住自立圏形成の具体的な手順」
<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/> (2014.02.05 閲覧)

¹⁰ この項は、総務省(2010)を参考に記述した。

備することを目的として、小学校や戸籍の事務を処理するため、戸数 300～500 戸を標準として進められた。その結果、1888 年に 71,314 あった市町村が、1889 年には 15,859 になり、大きく減少した。

「昭和の大合併(1953-1961)」は、戦後の地方自治、特に市町村の役割を強化し、中学校を効率的に設置管理していくため、人口規模 8,000 人を標準として進められた。その結果、1953 年に 9,868 あった市町村が、1961 年には 3,472 と約 3 分の 1 になった。

その後日本は、高度経済成長を経て国民生活も大きく変容したが、約 40 年近く市町村の数はあまり変化がなかった¹¹。

しかし、バブル経済が崩壊し、20 世紀末になると、地方分権の推進、少子高齢化の進展、厳しい財政状況、日常生活圏の拡大等を背景に、市町村の行財政基盤の強化やより効果的・効率的な行政運営を実現するため「平成の大合併」が推進された。具体的には、「市町村の合併の特例に関する法律」¹²に基づき、1999 年から 2005 年まで、合併特例債や合併算定替の大幅な延長といった手厚い財政支援措置により合併が推進された。

また、同時期に、地方分権の観点から、国庫補助負担金改革、税源移譲および地方交付税改革をその内容とする「三位一体改革」が進められ、地方交付税は 2004 年から 2006 年の 3 年間で約 5 兆円程度抑制された。これが巨額の債務や社会福祉経費の増大などと相俟って、地方財政を大幅に悪化させる結果となった。加えて、合併特例債などの手厚い財政措置の期限が 2005 年度までの合併となっていたため、財政的な理由で合併を選択する市町村が多かった。

2005 年以降は、時限立法である「市町村の合併の特例等に関する法律」¹³に基づき、国・都道府県の積極的な関与により、2010 年 3 月 31 日をもって期限切れとなるまで平成の大合併は推進された。

4 道州制

(1) これまでの政府の検討経緯¹⁴

¹¹ この間の変化については、総務省のホームページ「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」〈<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>〉(2014.02.19 閲覧)を参照のこと。

¹² この通称「合併特例法」は、1965 年から施行されており、1995 年 4 月 1 に改正(10 年間の延長等)され、さらに、2000 年 4 月 1 日の地方分権一括法施行時にも改正されている。

¹³ 2010 年 4 月 1 日に新・合併特例法の改正法(「市町村の合併の特例に関する法律」)が施行されている。

¹⁴ 以下の記述は、原田(2012)、松本(2006)、横道(2008)を参考にした。道州制構想の類型については、(参考資料 5)を参照のこと。

① 戦前

道州制についての議論は戦前からあり、代表的なものには、1927年に田中義一内閣の「行政制度審議会」がまとめた「州庁設置案」がある。この案は、①数府県を包含する行政区割として州を設ける、②各府県の区域(北海道は別)全部を6州とし、各州に州庁を設け州長官を置く、③府県を純粹の地方自治体とし、完全なる自治を認め、長は公選とする、④府県またはその長に国の行政事務を広く委任する、⑤府県またはその長に委任することができない国の地方行政事務は州長官が管掌する、⑥州長官は勅任官とする、というものであった¹⁵。つまり、当時府県は地方自治体と国の地方行政機関の2重の性格を持ち、知事は内務省から派遣されていたが、府県を市町村と同じように地方自治体としての性格だけを持つものにし、府県の上に国の地方行政機関としての道州を設けようとするものであった。

この他に、府県を廃止して国の地方行政機関である道州と市町村の二層性とすべき案などがあった。「いずれにしても、戦前の道州制論は、その多くが国の地方行政機関としての道州を置くという中央集権的な道州制論であった」(横道 2008: 2)。

② 戦後

戦後、1950年代に再び道州制の議論が活発になった。その背景としては、①府県の区域が狭小すぎる(特に、国土開発・総合開発の観点から)、②行政能率の向上が求められていたこと、③市町村合併(昭和の大合併)が進展していたこと、④府県財政が窮乏していたことの4点がある(横道 2008: 2-3)。

1957年、第4次地方制度調査会は、異例の多数決で「地方制度改革に関する答申」(1957年10月18日)を採択し、「地方」(仮称)を設置する案を提案したが、答申には、少数意見の「府県統合案」もあわせて添付された。答申が示した「地方」の概要は、

- (a) 現行都道府県は廃止する。
- (b) 国と市町村の間に地方自治体としての性格と国家的性格とを併せ持つ「地方」をおく。
- (c) 「地方」に議決機関として議会を置く。

¹⁵ 詳細は、松本(2006: 110-111)を参照のこと。

- (d) 「地方」に執行機関として「地方長」（仮称）を置く。
- (e) 「地方」の区域を管轄区域とする国の総合出先機関として「地方府」（仮称）を置く。
- (f) 「地方府」の首長は、「地方」の執行機関たる「地方長」をもってあてる。

というものであった。

これに対して、少数意見は、3ないし4の府県を統合した地方公共団体としての「県」（仮称）を設置するというものであった。この時期の案は、国の行政機関として道州を設置するという考え方に基づいていた。

③ 高度成長期以降

その後の高度成長期には、国レベルでの道州制の議論は下火になり、1990年代に入ると、中央集権の弊害が指摘され地方分権への関心が高まる中、道州制についても国、経済界、各地方公共団体、有識者などからさまざまな提言がなされた。その後、2001年の「地方分権推進委員会最終報告」（2001年6月20日）において、残された課題として市町村合併の帰趨を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論や廃県置藩論などのさまざまな提言の当否について、改めて検討を深めるべきであるとの指摘がなされた。

2001年11月に発足した、第27次地方制度調査会は、2003年に「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（2003年11月13日）をまとめ、現行の都道府県に代わる広域自治体として道州制の導入を検討する必要があるとした。

④ 第28次地方制度調査会の答申

第27次地方制度調査会の答申を受けて、2004年3月に発足した、第28次地方制度調査会は2006年に「道州制のあり方に関する答申」（2006年2月28日）をまとめ、道州制を導入する場合の具体的な制度設計案を示した。この答申は、道州制の導入について、以下の3つの方向性に沿って行われるべきであるとしている。

- (a) 地方分権を推進し、地方自治を充実強化する。
- (b) 自立的で活力ある圏域の実現を目指す。

(c) 国と地方を通じた効率的な行政システムを構築する。

さらに、上記の3つの方向性を踏まえたうえで、基本的な制度について、以下のよう
に示している。

(a) 道州の位置づけ

- ・広域自治体として都道府県に代えて道州を置く。道州及び市町村の二層制。

(b) 道州の区域(参考資料6参照)

(c) 道州への移行方法

- ・原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる。

(d) 道州の事務

- ・都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務を担う役割に軸足を移す。
- ・現在国（特に地方支分部局）が実施している事務は、できる限り道州に移譲。

(e) 議会・執行機関

- ・議決機関として議会を置く。議員は道州の住民が直接選挙。
- ・道州の執行機関として長を置く。長は道州の住民が直接選挙。
- ・長の多選は禁止。

(f) 道州制の下における税財政制度

- ・国からの事務移譲に伴う適切な税源移譲を実施。
- ・偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実などを図り、分権型社会に対応し得る地方税体系を実現。
- ・税源と財政需要に応じた適切な財政調整制度を検討。

この答申は、地方分権の推進と国家機能の強化に重点が置かれたものになっており、
具体的な導入時期については示しておらず、国民的な議論を踏まえて行われるべきで
あるとしている¹⁶。

¹⁶ なお、西尾(2006: 71-72)によると、この答申は、「『次のテーマはこれだ。これこそがやるべきことだ』と深く確信して出したわけではありません。むしろ与党から、内閣から、そして内閣総理大臣から『それを調査審議せよ』と調査会に命じられてしまいましたので、それにお答えした」、「受身で作った答申である」とのことである。しかし、内容は「『もし道州制を政治家が本気になっておやりになるつもりならば、

⑤ 道州制ビジョン懇談会中間報告

国は、2007年に道州制担当大臣の下に、私的諮問機関として「道州制ビジョン懇談会」¹⁷を設置し、同懇談会は、2008年に中間報告をまとめた。

この中間報告は、「道州制は、日本を活性化させる極めて有効な手段であり、その実現に向けて国民全体に働きかけて、邁進すべきものである」、そして、「中央政府の権限を国でなければできない機能に限定し、日本の各地域が、地域の生活や振興に関しては独自の決定をなしうる権限を行使できる『主権』をもつ統治体制、すなわち『地域主権型道州制』を打ち立てることにほかならない」としている。この地域主権型道州制国家への転換は、「画一的規格大量生産から知働社会、グローバル化という時代の転換に対応する歴史的必然である」と道州制の必要性を述べ、道州制の制度設計の考え方等を提示している。

(2) 経済団体の取り組み

経済団体からの提言も数多く示されているが、特に、日本経済団体連合会(日経連)からは、2007年3月に「道州制の導入に向けた第1次提言」、2008年11月に「2次提言」が示された。この提言は、「道州制の導入は、国と地方の役割や統治のあり方など、行政のあらゆる面を見直す『究極の構造改革』である」とし、道州制の導入を通じて、「分権型国家の構築」、「広域経済圏の形成」を提案している。また、「道州制の導入に伴い、これまで官が担ってきた公の領域において民が活動できる範囲を拡げ、小さな政府、民主導の経済社会運営を目指すことが重要な課題となる」と民の力を活用していくことの重要性を唱えている。

(3) 各政党の取り組み

各政党の道州制についての考え方については、2000年以降いくつか示されてきた。特に近年は、選挙時のマニフェストに盛り込む政党が増えてきている。道州制の推進に積極的な日本維新の会とみんなの党は、2013年6月に共同で「道州制への移行のための改

せめてこういう道州制にしてほしい』と言っていると思ってください」、「この答申どおりに道州制が実現されるのであれば『分権改革』をさらに前に向かって促進する改革になるといえると思っています」という。あくまでも分権改革を進めるための道州制の提案である。また、今村(2010)は、第28次地方制度調査会の委員として参加した調査会の審議経過を詳しく紹介している。松本(2006)には、第28次地方制度調査会の答申を中心に、道州制に関連する資料等が整理されている。

¹⁷ この「道州制ビジョン懇談会」は、2010年2月に廃止された。

革基本法案」¹⁸を国会(183回(常会))に提出している。

自由民主党は、2005年10月に「道州制調査会」の中間報告、2007年6月に第2次中間報告(同年11月には道州制調査会を「道州制推進本部」に格上げ)、2008年7月には第3次中間報告、2010年9月には「道州制基本法案(骨子案)」を取りまとめている。この骨子案は後に「道州制推進基本法案(骨子案)」と名称が変更され、公明党と共同で2014年1月からの第186回国会(常会)へ提出するため、地方6団体と意見交換を行い、党内で調整が行われている¹⁹。

現在公表されている「道州制基本法案(骨子案)」の概要は以下のとおりである²⁰(参考資料7参照)。

- ① 組織については、都道府県を廃止し道州制を設置する。「基礎自治体」は現状の市町村を基本とする(自主合併は妨げない)。
- ② 権限は、国の関与等をできるだけ廃止し、2重・3重行政をなくす。国は、国家の存立に関する事、全国的に統一的定めが必要な事等を行い、機能を集約・強化し、道州は、道州内に関する事を行うとともに、このことに関し、道州法を制定できる。基礎自治体は、その能力に応じて事務・権限を担い、立法することができる。
- ③ 議会は、現行の都道府県の区域以下の選挙区から選出された議員で構成し、首長は、住民の直接選挙で選出される。
- ④ 財政については、中央政府に依存しない税・財源とし、財政調整制度を設ける。

この骨子案では、道州と基礎自治体はともに「自治体」であるが、「基礎自治体」がどういう団体をイメージされているのかが不明である。また、都道府県が廃止され多くの事務が基礎自治体に承継されるが、現在の市町村すべてが現状のままに対応することは不可能であるため、何らかの対応が必要になる。

¹⁸ 詳細は、みんなの党のホームページを参照のこと<<http://www.your-party.jp/activity/gian/002163/>>(2014.01.31閲覧)

¹⁹ 2014年2月28日現在、この法案は国会に提出されていない。

²⁰ 修正された「道州制推進基本法案(骨子案)」は、2014年2月末現在、公表されていない。